



# ピッポ新聞

2006

7

No.211

年間購読料 (送料込み) 1500円

編集・発行 伊藤俊男

子どもの本専門店

## ピッポ

〒424-0886 静岡市清水区草薙1-6-3

TEL &amp; FAX 0543-45-5460

URL <http://www.pippo.co.jp>E-mail [itoh@pippo.co.jp](mailto:itoh@pippo.co.jp)

再度お聞きします

福音館書店常務取締役 小倉昇様

拝啓

梅雨の候いかがお過ごしでしょうか。こちら静岡では、近くの山へ散策に出かけますと、既にヤマユリが見事な花をつけ、その香りと共に夏の到来を告げています。

先頃は公開質問状に対してお返事をいただきありがとうございました。しかしながら、小倉さんの回答内容は、多くの質問に対する回答の体を為しているとは思えません。そこで、今回の回答から生じた新たな疑問点を含めて、再度質問をさせていただきます。回答をぜひぜひお願いいたしたく存じます。

はじめに、失礼な言い方になってしまうことをお許しください。でも、ぼくが小倉さんの回答文を読んだ偽らざる印象なのであえて言わせていただきます。

本当に福音館書店は、あの回答でよろしいのですか？

後段で具体的に指摘いたしますが、質問に対する事実誤認やこちらの質問趣旨を歪曲している点がかなりありますよ。しかしながら、一番の問題だと思ったのは、多くの質問に対する福音

館書店の姿勢そのものがかなり誤解の上に立つて回答しているのではないかとおもわれることです。

小倉さん、貴方はなにか勘違いをしていませんか？

ぼくは福音館書店と敵対するために今回の質問状を出したわけではありませんよ！ぼくは福音館書店という版元を評価しているが故に、抱いた疑問について質問をしたのです。ここで、ぼくが貴社にどういう立場で質問をしたのかを（これは前回「大型絵本について」質問をした時にも申したことです）再度、明らかにしたいと思えます。

勿論、ぼくは本屋（今年30年目の子どもの本専門店。現在はネットで子どもの本の古本屋もやっています）です。本屋の仕事は、流通の最終段階で読者に直接本を手渡すことです。

ある時は読者に向かって、出版社の出した本について出版社に代わって直接説明をして、その本を買っていただきます。出版社はそのためもあるのでしょうか、本屋に本の情報を提供してくれず。

しかし、本屋は一方的に出版社の情報だけを聞いて「はい、わかりました」と言って本を売るわけにはいきません。ぼくは子どもの本専門店ですからね。それに子どもの本が好きですから、可能な限り直接自分で本を読みます。あくまでも出版社の提供情報は補足として使わせていただきます。

その過程で、疑問が生じれば出版社へ、読者に

代わって質問もするのです。これが今回貴社に公開質問状を出したばかりの立場です。いわば、読者代表として福音館書店に質問をしたつもりです。

この立場から今回の小倉さんの回答を読みますと、驚きの感を抱かずにはいられませんでした。

なんと人間味のない文体と内容でしょうか。具体性もなく、あれではまるで敵対者に対する回答ではありませんか。福音館書店を代表する会社の幹部は常日頃、読者に対してどのように対応しているのですか？しかも、あの回答は、こちらの質問には何ら答えていないではありませんか。

## 法律に抵触しているかをお聞きしたわけではありません

質問の第一は「なぜ福音館書店は品切れや絶版になった本を専売品として、こどものもと社にだけに重版(または復刊)して出荷しているのですか?」というものです。

しかし、小倉さんの回答文の何処にそのことについての答えがあるのでしょうか? あるのは、

「3月号では独禁法や表現の自由という法的な問題も取りあげ、それに違反しているかのような印象を与えるご指摘をいただきましたが、小社は法律に抵触するような出版活動は一切行っておりません。また5月号でいわれる道義的な責任を問われる行為も行っておりません」という回答です。小倉さん、多くの質問の何処に福音館が

法律に抵触しているから問題であり、そのことに対する見解を求めた個所がありますか?これは貴方の事実誤認か歪曲の他のなものでもありません。再度、多くの質問を読んだ上でお答えください。

次にこのことから派生してくることで、こどものもと社のみの専売で他のところでは販売を許さないという現在のやり方は、版元自らが、買うことができる限られた読者(こどものもと社が入りしている幼稚園・保育園に通っている子どもの親)と、他の圧倒的多数の買うことができない一般の読者とを差別していることになりませんか?

さらに、福音館は自分のところで発行している本を、一般の読者が自由に購入できない状況を自ら創り出しているわけですが、このことをいかに考えますか。

また、そのことは、出版社自らが読者の知る権利を制限することになると、ぼくは考えますが、この点についても貴社のお考えをお聞かせください。

## 質問の第二は、二重価値額についてです。

ぼくは明らかに同一の本(著者もタイトルも本文もイラストも同じ)なのに本屋のルートを通じて1365円(消費税込み)で売られていた本が、こどものもと社の専

売品として重版(復刊)されたものは1000円(消費税込み)という価値額の格差があるのは、なぜなのかお聞きしたのですが、そのことには直接のお答えはありませんでした。

ここで再び小倉さんの回答の事実誤認について指摘しておきます。

小倉さんは回答の中で「ご指摘の商品は現在販売されておりませんが・・・とお書きですが、ぼくが今回貴社に質問状を出したのはピッポ新聞の3月号です。この時点では今回対象にした「図鑑ライブラリー」は、こどものもと社によって販売中だったわけではありませんか。

ぼくは過去のこととしてお聞きしたわけではなく、現在進行中のこととしてお聞きしたのでです。

それと、小倉さんは前段の続きで「過去に時期を限定してブッククラブ形式で販売したことがあります。しかし、同じ商品を同一の時期に、違う価値額(二重価値額)で販売したことはございません」とお書きですが、ぼくはこれは出版社の幹部としてかなり無責任な認識だと思えますよ。だってね、

このシリーズ全20巻の内の「たねのずかん」「地面の下のいきもの」「世界のあいさつ」「なく虫ずかん」「地下鉄のできるまで」の5巻は書店を通じて、現在でも販売しているではありませんか。決して過去の本ではなく現在も流通しているのです。

この事実はいくら小倉さんでも否定しようがありませんよ。

にもかかわらず、「同じ商品を同一時期に、違う価額(二重価額)で販売したことがございませぬ」とは、何と無責任な言い方でしょうか。

それを品切れだからといって、同じシリーズが存在するというのに、過去形で語るとは、ぼくにはどうしても理解できないことです。

この小倉さんの態度の何処に読者に対する出版社の責任を果たそうとする姿勢が存在していると言えるのですか。いえ、それどころか、このように存在している本を過去のこととして葬り去ろうとする小倉さんの姿勢には、本に対する慈しみをお持ちなのかを疑わざるをえませぬ。

**まだ在庫を持っている書店はど  
うすればいいのですか？**

繰り返しになりますが、たとえば、シリーズの中の一冊『おいしい野草』は、確かに現在品切れですが、福音館はこれを一度は(ちなみに、現在当店にある在庫は4刷です。このシリーズは初めは定価1260円でしたが途中で値上げして現在は1365円になったのですよね。)1365円で売り出したではありませんか。

これらの本の定価は1365円なのに、こどもとも社の専売品の方は定価が1000円で発売したのですからね。

小倉さん、

当店のように、版元で品切れの本であっても、現在も在庫として売っている本屋も

あるということとは全く無視して、過去のこどもとも無責任な事は言わないでください。

子どもの本専門店の「おやじ」の中には結構こういう自分の好きな本は大事に何時までも売り続けたいなんて拘りを持っている「バカヤロウ」が結構いるものなんですよ。

現在流通している同じシリーズが1365円だろうが、その品切れ本を現在売っている本屋が存在しようが、品切れ本は、過去に出版した本だから、専売品は1000円という価額を付けようが、それは出版社の裁量権だから何ら問題にはならないという説明で本当によろしいのですか？

この二重価額について、本当に福音館には読者に説明責任はないとお考えなのですか。

ここで、今回の回答で新たに生じた疑問の一つが、「ご指摘の商品は・・・、ブッククラブ形式で販売したことがあります」と書いている点です。ぼくには、おっしゃっているブッククラブ形式と言う意味が理解できません。どういうことを説明しているだけないでしょうか。

**福音館の限定出版とは、どんな  
ことをいうのですか？**

福音館書店は本当に読者のことを大切に考えて出版活動をおこなっているのですか？

ぼくにはとうていそうは思えません。もしも読者を大切に考えている出版社で

あったなら、品切れになっっている本を重版するのにも、広く読者に向けて出版するのが本当だと思えます。決して、こどもとも社に便宜を図るために重版するなどということはないと思いますし、また、してはいけないのではないのでしょうか。ましてや、同じ本なのに一方の値段を安く設定して、これは出版社の裁量権のうちであるなどと言う、破廉恥なことを言うはずはないと思います。

小倉さん、何時から貴社は、自分たちの出版活動をする上で読者という視点を欠落させてしまったのですか。今回の質問の回答にもそのことを強く感じていましたが、新たに、とても残念に思ったことがあります。

先頃、貴社は「こどもとも500号記念」の出版事業の一つとして、『こどもともセレクトシヨン』と題して15冊のこどもとも傑作集の重版や特製版として新たにこどもともハードカバー版を出版しましたね。これらの表紙には、でかかど「限定出版」というシールが貼られています。

読者も本屋も当然そこに注目します。

これを見て本屋は「今回だけで、売れてしまつたら入手できませんよ」と、読者に薦めます。シールを見た読者は「他の本を買おうと思ったけど、今だけしか手に入らないならば、今回は買うつもりの本を止め、限定出版のこの絵本を買おう」と思う人が出てくるのです。

これが文字通りの限定なら何ら問題は無いのです。

ところが、店にあるセクションで売り切れてしまったものを何点か補充注文をしたところ、その中の何点かの奥付を見たら、「2刷」となっているものがあつたのです。

「限定」と歌いながら、売り切れたから重版したのですね。これは少しおかしくありませんか。

「限定出版」と言つた場合、最初に刷つた限りで、それ以上は刷りませんよと出版社が読者に約束をしたということではないのですか。

ぼくと同じように疑問を抱いた、ある専門店の店主が貴社の販売課にこのことを電話で問うたら

「あれは期間限定のことであり、少なくとも一年間は重版を続けるのだ」と答えたそうです。学校販売用の目録に載せてあるのが理由だそうですね。

小倉さん、先頃、小泉首相は「公約を守らないことなど大したことではない」と国会で答えて、物議を醸したことはご記憶だと思いますが、政治家ですら、自分の言つた言葉に反すれば責任追及されるのですよ。

この場合、政治家だからと民衆の側が政治家の発言を一段低く見て、ある意味許してしまうのかも知れません。

しかし、出版活動に携わる人たちは最も

言葉を大切にしなければならぬ職業の一つではないでしょうか。ましてや、福音館書店は子どもの本の専門出版社ですよ。

ぼくの扱っている洋書の古書絵本の中に『The Complete Collection of Pictures & songs by Randolph Caldecott』という本がありますが、これはコールデコットの16冊の絵本を一冊の合本にしたものですが、「この本にはThis Edition is Limited to 800 Copies No.49」と表記されています。限定出版と歌うなら本来はここまでやるのが本当だと思います。

しかし、「ここまでは無理というのならば、「限定出版」と表記するなら、せめて、1万部限定とか刷り部数を公にすることが読者の立場に立った出版だと思います。それもできないなら、せめて、一度刷つたら重版などしないのが出版社の良心というものではないでしょうか。

ぼくは思うのですが、もしも福音館が読者を大切に考えている出版社であつたなら、限定出版と宣言しながら、予定より売れて品切れになつたからと言つても安易に重版などしなかつたのではないのでしょうか。

「限定出版」とうたいながら、当然のように重版し、問われれば「期間限定」と言い逃れて恥じないとは、ぼくには言葉を商売にしている出版社の態度とはとうてい理解

できません。こういうのを確か世間では二枚舌と言つのではありませんでしたか。

第一、出版してすぐ重版しなければならぬなど、自分たちの見込みの悪さのなにもでもないでしょう。

小倉さん、今回のこの限定出版も、「法律」には何ら抵触していないことでしょうか。これも出版社の裁量権ですからね。

でもね、先頃何処やらの国立銀行の頭取が、村上ファンドに投資して並はずれた利益を得たことで、民衆の怒りの辞任要求に対して法律にも、日銀の内規にも違反していないからと、辞任を拒否し続けている姿に、小倉さんの今回の回答がオーバーストップして見えるのはどうしてでしょうか。

再度いいます。今回のぼくの質問は福音館が法律違反をしているかを問うたものではなくありません。読者を忘れ、あるいは無視して、一企業に便宜を図ることで読者の不利益をもたらしている貴社の出版活動についての質問です。貴社は今後もこの姿勢をお続けになるのでしょうか？お答えをお待ちしております。

今号は福音館書店への再質問で紙面が終わってしまいました。すみません。8月号を7月内に夏休みの本特集としていたします。